

仮徴収期間 後期高齢者医療保険料を年金から天引き（特別徴収）で納める方は、

後期高齢者医療制度
保険料の仮徴収

3月25日(月)納期限

納期内納付にご協力ください
☎納税課 042・470・7729

国民健康保険税 第9期

介護保険料 第9期



年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定して決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月に納めることとなります。年間保険料額が決定した後は、「仮徴収期間」に納めた分との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

仮徴収額決定通知書の送付

4月から新たに保険料が年金天引きされる方へ、4月上旬に通知書を送付します

仮徴収期間 65歳以上で、介護保険料を年金から天引きする額が年間を通じておおむね均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更する場合があります。変更した場合は、7月に送付する「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」にてお知らせします。

口座振替への変更

仮徴収期間 65歳以上で、介護保険料を年金から天引きする額が年間を通じておおむね均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更する場合があります。変更した場合は、7月に送付する「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」にてお知らせします。

変更を希望される方は、①口座番号が分かるもの（預金通帳など）②通帳届出印③後期高齢者医療被保険者証（口座振替登録済の方は③のみ）を持参の上、保険年金課窓口でお手続きください

介護保険料の仮徴収

仮徴収期間 65歳以上で、介護保険料を年金から天引きする額が年間を通じておおむね均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更する場合があります。変更した場合は、7月に送付する「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」にてお知らせします。

仮徴収期間 65歳以上で、介護保険料を年金から天引きする額が年間を通じておおむね均等な額となるように、8月の仮徴収額を変更する場合があります。変更した場合は、7月に送付する「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」にてお知らせします。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金
(均等割のみ課税世帯給付分・こども加算給付分)の支給について

☎市重点支援給付金コールセンター 042・470・7863
(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を支給します。

現在、支給に向けた準備をしています。支給要件や支給までのスケジュールなどについては市HPで随時更新するほか、広報4月1日号でお知らせする予定ですので、今しばらくお待ちください。

①均等割のみ課税世帯給付分

対象 住民税均等割のみ課税世帯
支給金額 1世帯あたり10万円



市HP
(均等割のみ課税世帯給付分)

②こども加算給付分

対象 次のいずれかに当てはまる子育て世帯
▼電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加給付分・7万円)を受給した住民税非課税世帯(家計急変世帯を除く)
▼①の受給世帯
支給金額 児童1人あたり5万円



市HP
(こども加算給付分)

事業者の方へ

電子請求システムで
請求書などを送付できるようになりました

☎会計課 042・470・7854

6年3月より、東久留米市と取引を行う際は、請求書などをデジタルで送付できるようになりました。利用にあたっては、システムの利用申込と、登録が必要となります。詳細は必ず市HPをご覧ください。



市HP



システムのイメージ

4月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先
法律相談(各日 8人)	3日(水)	午前10時から	弁護士	3月28日(木)	市役所 2 階 相談室	各予約開始日の午前 8 時半から電話で生活文化課 ☎042・470・7738
	10日(水)			4月11日(木)		
	17日(水)					
	24日(水)					
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	3日(水)	午後 1 時から	司法書士	3月26日(火)		
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)		午前10時から	土地家屋調査士			
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	10日(水)	午後 1 時から	行政書士	4月 4 日(木)		
税務相談(5人)	17日(水)	午後 1 時半から	税理士	4月 9 日(火)		
人権・身の上相談(4人)			人権擁護委員	4月11日(木)		
不動産取引相談(5人)	4日(木)	午後 1 時から	宅地建物取引士	3月28日(木)		
交通事故相談(5人)	24日(水)	午前10時から	弁護士	4月18日(木)		
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)			社会保険労務士			
女性の悩みごと相談(各日 4人)	1日(月)	午前10時半～午後 4 時半	女性カウンセラー	3月21日(木)	市商工会館	各予約開始日の午前 9 時から電話で男女平等推進センター ☎042・472・0061
	8日(月)			4月 3 日(水)		
	15日(月)					
	22日(月)					
女性弁護士による法律相談(4人)	5日(金)	午前 9 時半～午後 0 時半	女性弁護士	3月22日(金)		
経営相談	平日	午前10時半～午後 4 時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可		

相談内容	相談日	時間	相談員	場所	問い合わせ先
耐震相談	12日(金)	午後 2 時～4 時	東久留米建築設計協会会員	市役所 1 階 屋内ひろば	施設建設課 ☎042・470・7756
教育相談 ※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後 5 時 (滝山のみ水曜日は 6 時まで)	教育相談員	中央相談室 (成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室 ☎042・473・3667
	月曜～金曜日			滝山相談室 (西部地域センター内)	滝山相談室 ☎042・475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前 8 時半～午後 5 時	母子・父子自立支援員	市役所 2 階 児童青少年課	児童青少年課 ☎042・470・7736
知的障害者相談	4 月は実施しません(次回 5 月 8 日(水)実施予定)				障害福祉課 ☎042・470・7747 FAX042・475・8181
心身障害者(児)相談	平日	午前 9 時～午後 5 時	さいわい福祉センター支援員	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター ☎042・477・2711
職業相談	開庁日		ハローワーク三鷹職員	市役所 2 階 ワークコーナー	直接会場
住宅増改築相談	11日(木)	午前10時～正午、午後 1 時～4 時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	市役所 1 階 屋内ひろば	
消費者相談	平日		消費生活相談員	市役所 2 階 生活文化課	市消費者センター ☎042・473・4505
行政相談	4 月は実施しません(次回 5 月 8 日(水)実施予定)				生活文化課 ☎042・470・7738
生活困窮者自立相談	開庁日	午前 9 時～午後 4 時	相談支援員	市役所 1 階 福祉総務課	福祉総務課 ☎042・470・7741

固定資産の評価替え

6年度は固定資産の価格の見直し(評価替え)を行う年度です。評価替えは3年に1度行います。

◎土地の評価替えについて

5年1月1日を価格調査基準日として地価調査を行い、2年1月1日から5年1月1日まで(地価下落があった場合は5年7月1日まで)の地価変動が評価額に反映されます。2年1月1日時点と比べて地価が上昇している地点が多いため、評価額が上昇する土地が多い見込みです。

◎家屋の評価替えについて

在来分家屋について、建築物価の動向が考慮された新しい評価基準によって評価の見直しを行い、これに建築時から年数の経過に応じた減価率を反映し、6年度の家屋の評価額を算出します。ただし、評価替えによって算出した価格が前年度の評価額を上回る場合には、前年度の評価額に据え置かれます。

課税課土地資産税係・家屋資産税係 ☎042・470・7777 (内線 2338・2339・2341・2344)

土地・家屋の価格等
縦覧帳簿の縦覧期間

固定資産(土地・家屋)の評価は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格等を決定し、固定資産課税台帳に登録します。縦覧とは、この登録された価格について、固定資産税(土地・家屋)の納税者が他の土

地および家屋と比較することで、その価格が適正であるかを確認できる制度です。納税者は、固定資産(土地・家屋)の価格が記載された価格等縦覧帳簿を縦覧することができま

◎4月1日(月)～5月31日(金)の午前8時半～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く) 課税課(市役所2階)

内 ◆土地価格等縦覧帳簿の記載事項Ⅱ所在地番、地目、地積、価格 ◆家屋価格等縦覧帳簿の記載事項Ⅱ所在地番、家屋番号、種類、構造、建築年、床面積、価格

固定資産税の納税者(6年1月1日現在、市内に土地・家屋を所有し、固定資産税が課税される方、その納税管理人および代理人(代理人は委任状が必要) 課税課窓口で申請書に必要事項を記入の上、本人確認書類(運転免許証など)を提示してください

課税課土地資産税係・家屋資産税係 ☎042・470・7777 (内線 2338・2339・2341・2344)



固定資産税・都市計画
税課税明細書・納税通知書の発送

6年度の固定資産税・都市計画税の課税明細書・納税通知書は5月上旬に発送します。内容をご確認ください。

課税課土地資産税係・家屋資産税係 ☎042・470・7777 (内線 2338・2339・2341・2344)

戸籍・除籍全部事項
証明書の広域交付

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍・除籍全部事項証明書(謄本)の請求ができるようになりました。

請求できる方 本人、配偶者、父母や祖父母など(直系尊属)、子や孫など(直系卑属) ※父母の戸籍から除籍した兄弟姉妹の証明書は請求できません。

請求方法 「請求できる方」が市区町村の戸籍担当窓口で請求する必要があります。郵送や代理人による請求はできません。請求の際は本人確認のため、マイナンバーカードや運転免許証などの顔写真付きの公的身分証明書の提示が必要です

注 ◆東久留米市では当分の間、午前8時半～正午に市民課(市役所1階)でのみ受け付けはできません ◆一部事項証明書、個人事項証明書(抄本)、戸籍の附票は請求できません ◆広域交付には時間を要するため、当日交付できない場合があります

市民課戸籍係 ☎042・470・7722

ことと
と教育

「東久留米市保育サービス
の施設整備・運営
及び提供体制に関する
実施計画」の改訂

市では、これまで「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」に沿って認可保育所等の施設整備や公設公営保育園の民営化、民間化など、保育の提供体制の確保に取り組んできたことなどにより、現在、「子ども・子育て支援事業計画」において目標としている、各年齢区分における保育の提供体制が同計画の量の見込みを上回る状況となっており、5年4月1日の待機児童は生じていません。

また、5年8月には本計画を改訂し、公設公営保育園における民間活力導入の対象園と手法について、8年4月にちゅうおう保育園を公私連携型保育所に移行する計画を示しました。

この度、ちゅうおう保育園の公私連携型保育所への移行について、11年4月とするなど、スケジュールの変更および時点修正等を行うため、本計画を改訂しました。

引き続き本計画に沿って、保育サービスの施設整備・運営および提供体制への取り組みを進めてまいります。

課税課 ☎042・470・7745



市HP

(6面へ続く)

新小学1年生・新高校1年生等に医療証を送付します

新小学1年生・新高校1年生はそれぞれ、4月1日(月)から「義務教育就学児医療費助成制度医療証(㊦医療証)」・「高校生等医療費助成制度医療証(㊧医療証)」に切り替えとなるため、対象者へ新しい医療証を発送します。

発送時期 3月下旬

対象児童 ◆㊦＝現在、負担者番号が「88138458」の乳幼児医療証(㊤医療証)をお持ちで、4月に小学校へ入学する児童(平成29年4月2日～30年4月1日生まれ) ◆㊧＝現在、義務教育就学児医療証(㊦医療証)をお持ちの、平成20年4月2日～21年4月1日生まれの児童 ※交付される医療証の種類については右表1参照。

注 ◆㊦・㊧医療証には所得制限(右表2参照)があり、限度額以上の場合は医療証の対象になりません。6年度(5年中)の所得額が限度額未満になる場合は9月中に、10月以降有効となる医療証の交付申請をしてください ◆現在、ひとり親家庭等医療証(㊨医療証)をお持ちで課税世帯の場合は、対象児童の㊦・㊧医療証を送付します。非課税世帯の場合は、引き続きお持ちの㊨医療証をご利用ください ◆児童に一定の障害があり、かつ児童が加入している健康保険の被保険者が非課税の場合は、心身障害者医療費助成(㊩)を受給できる場合があるため、障害福祉課(市役所1階)にお問い合わせください

問 ㊦・㊧・㊨医療証について＝児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736、㊩について＝障害福祉課 ☎042・470・7747

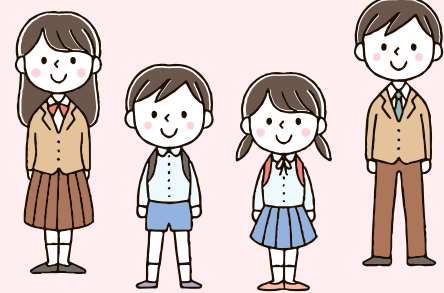


表1 4月以降の医療証について

対象児童	3月末日までの負担者番号	4月以降の負担者番号
	88138458(㊤)	88131453(㊦)
新小学1年生	88132451(㊤)	所得制限超過のため、医療証はありません
新高校1年生等	88131453(㊦)	89131452(㊧)

表2 義務教育就学児医療費助成制度・高校生等医療費助成制度所得制限限度額 ※9月30日までは令和5年度(4年中)の所得額で判定

扶養親族等の数	所得額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円

- 「所得」とは、給与収入のみの方は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額－10万円」、自営業者等で確定申告をしている方は、確定申告書の「所得金額」の「合計」の額です。
- 配偶者控除(同一生計配偶者)を受けている場合は扶養親族等の数に含まますが、配偶者特別控除に該当する配偶者は扶養親族等の数に含まれません。
- 年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に含まれます。

■所得制限限度額に加算する金額

扶養親族等の数が5人以上の場合	1人につき38万円
老人扶養親族	1人につき6万円
70歳以上の同一生計配偶者	1人につき6万円

■所得額から控除できる金額

社会保険料相当額	一律8万円
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除	相当額
障害者控除額	(普通)27万円(特別)40万円
寡婦控除額	27万円
ひとり親控除額	35万円
勤労学生控除額	27万円

表 開放教室一覧

学校名	開放教室	定員	椅子・机の有無
第一小学校	第2音楽室	40人	有
第三小学校	プレイルーム	50人	無
第九小学校	視聴覚室	40人	無
神宝小学校	なのはな学級 スマイルルーム	20人	有
	家庭教室	40人	有
久留米中学校	会議室	40人	有
	多目的室	100人	有
東中学校	図書室	40人	有
西中学校	図書室	40人	有
南中学校	茶道室	30人	無
大門中学校	図書室	40人	有
下里中学校 (4月1日から)	図書室	40人	有
中央中学校	第2音楽室	40人	有
	図書室	40人	有



市庁



市社会福祉
協議会

市民のサークル活動や文化・芸術などの生涯学習活動の場として、市内小・中学校の一部の教室を開放しています。なお、使用には団体登録が必要です。

開放教室左表の通り

登録対象団体 5人以上で、半数以上が市内在住・在勤・在学の方で組織する、営利・特定の政治または宗教を目的としていない社会教育関係団体

使用料免除

団体登録の受付 生涯学習課（市役所6階）で随時受け付けています。団体の規約または会則および名簿をお持ちください。なお、団体登録後に直接利用する学校での手続きが必要となります

問 同課生涯学習係 ☎042・470・7784

答 4月1日（月）から、わくわく健康プラザ2階社協会議室②18日（木）、市民プラザ会議室、いずれも午前10時から30分程度

定 各先着10人（事前予約制）

持 事前送付資料、入会希望者（保護者）の顔写真、本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）

他 ▼お子さんの同席可（保育なし）▼登録後、別途会員同士の顔合わせが必要

申 問 電話または直接同センター ☎042・475・3294へ

有償の子育て助け合い事業です。地域の協力者がお子さんの預かりや送迎をお手伝いします。協力者も随時募集しています。地域の子育て支援活動に参加してみませんか。まずは事業説明会にご参加ください。

日 ①4月10日（水）、わくわく健康プラザ2階社協会議室②18日（木）、市民プラザ会議室、いずれも午前10時から30分程度

定 各先着10人（事前予約制）

持 事前送付資料、入会希望者（保護者）の顔写真、本人確認書類（健康保険証、運転免許証など）

他 ▼お子さんの同席可（保育なし）▼登録後、別途会員同士の顔合わせが必要

申 問 電話または直接同センター ☎042・475・3294へ

小・中学校特別教室を開放しています

（5面から続く）

ファミリー・サポート・センター事業説明会

4月1日（月）から 東久留米駅西口第2自転車駐車場の 運営を開始します



市では、東久留米駅周辺の恒久的な自転車等駐車場の確保に向けて、平成30年3月に策定した「東久留米市駅周辺自転車等駐車場整備計画」を踏まえ、駅西側の東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業を計画的に進めてまいりました。

令和6年4月から自転車と原動機付自転車の定期・一時利用が可能な地下1階・地上3階の施設「東久留米駅西口第2自転車駐車場」の運営を開始します。施設概要、利用方法等の詳細は、「市立自転車等駐車場利用登録申請要項」をご覧ください。

なお、西口第2自転車駐車場の運営開始に伴い、西第10一時利用自転車駐車場、西第10原付自転車駐車場、臨時西第2自転車駐車場は3月末日をもって閉鎖します。

利用について

■定期利用

空きのある階層およびキャンセル待ちを随時受け付けます。申請方法、空き情報等の詳細は指定管理者WEB申請ページおよび「市立自転車等駐車場利用登録申請要項」をご確認いただき、指定管理者（蔦井株式会社東京支店）に申請してください。

指定管理者連絡先

- ▼名称＝蔦井株式会社東京支店（指定管理者）
- ▼所在地＝〒103-0025、中央区日本橋茅場町2-7-4、Aster茅場町3階

申請書・申請要項の配布など

次の①～③の場所で配布する他、指定管理者WEB申請ページおよび市庁（「申請書ダウンロード」のページ）でも取得できます。

①市役所5階②上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所③各市立自転車等駐車場（配布時間などは①・②は土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時、③は各駐車場備え付けのBOXで取得できます）

■一時利用

事前の利用申請は不要です。24時間ごとに使用料がかかります。ただし、入場後最初の2時間は無料です。



WEB申請
ページ



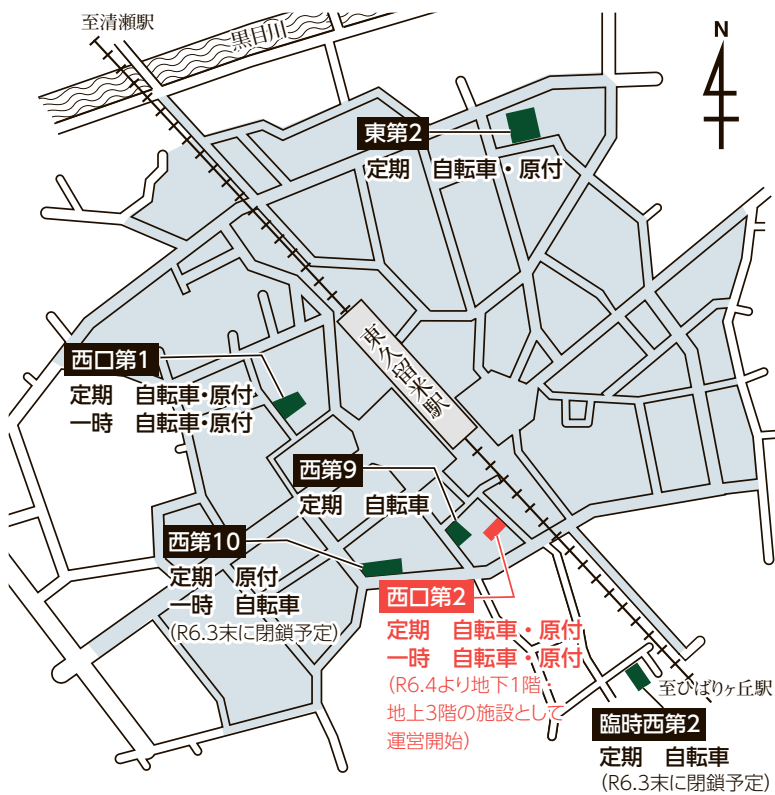
市庁

問 自転車等駐車場の申請受付・運営・維持管理
＝（指定管理者）蔦井株式会社東京支店 ☎03・6435・8760
都市計画自転車駐車場の整備など
＝市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

施設概要

名称 東久留米駅西口第2自転車駐車場
所在地 東久留米市本町一丁目5番2
施設の維持管理・運営 蔦井株式会社（指定管理者）
運営開始日 4月1日（月）
運営日 年中無休
運営時間 終日
利用区分 定期利用・一時利用
利用可能車種 自転車・原動機付自転車（125cc以下）
収容台数（定期・一時利用合計） 自転車約760台、原動機付自転車約60台

市立自転車等駐車場案内図



■ は自転車等放置禁止区域です

※東久留米駅周辺は自転車等放置禁止区域に指定されています。自転車等駐車場およびバスなどの利用や徒歩での移動にご協力ください。

不定期で自転車等駐車場を利用される方へ

3月末日をもって西第10一時利用自転車駐車場は閉鎖します。4月以降は西口第1・西口第2の各市立一時利用駐車場および民間の一時利用駐車場をご利用ください。

4月1日(月)から 地域包括支援センターの 受付時間が変わります

■ 3月31日(日)までの受付時間

月曜～金曜日午前9時～午後7時
土曜日午前9時～午後5時

■ 4月1日(月)以降の受付時間

月曜～土曜日午前9時～午後5時半

☎介護福祉課地域ケア係 ☎042・470・7777(内線2501～2503)



高齢者・福祉

スマホ連続講座(4月～6月)受講者募集

1度では覚えられないスマホの操作などを10回の連続講座で学びます。

■全10回。▼木曜コースⅡ

4月4日(休)以降の毎週木曜

▼金曜コースⅡ 4月5日(金)

以降の毎週金曜、いずれも

午前9時半～正午

場中央町地区センター

内講義・個別相談(スマホ

に関する操作やアプリの使

い方)ほか

対60歳以上の方

定各先着12人程度

師鈴木雄大氏(くるすま

マホ総合相談所代表)ほか

費7000円(10回分)

注申し込みが5人以下の場

合は開催中止の場合あり

他市社会福祉協議会主催

申3月21日(休)午後1時から

氏名・住所・電話番号を同

協議会地区センター担当へ

電話で連絡を

問同担当 ☎042・479・5

550(火曜日・祝日を除

739

く午前9時～午後5時)

ひがくるめ ひきこもり家族会

「家族が学校にいかない」

「家にこもっている」「仕事

をしていない」「関わり方が

わからない」など、同じ悩

みを抱える方同士で悩みを

分かち合い、つながり、支

え合う集まりです。お話を

聞くだけでもかまいません

。ほっとできる場として、気

軽にご参加ください。

日4月14日、5月12日、い

ずれも日曜日午後2時～4

時(1時45分から受け付け)

場市役所7階701会議室

※ひきこもりでお悩みの家

族または本人

定各回先着20人

他入退室自由

申各開催日の4日前までに

申し込みフォームまたは直

接市地域福祉コーディネー

ター担当

(市社会福

祉協議会ホ

ランティ

センター)

へ

問同担当 ☎042・475・0

739



申し込みフォーム

表 手話講習会募集内容

クラス	講座の目的	開催日 ※時間はいずれも 午前9時45分～ 11時45分	募集要件	レベル	定員
入門	手話言語を楽しく学 び習得するとともに、 聴覚障害者につ いての知識や理解を 深める。	5月20日(月)以降 7年3月までの月 曜日(全28回)	市内在住・ 在勤で18歳 以上	初めて手話を学ぶ方	20人
基礎				入門クラス修了、またはそれと 同程度の技術を有する方(簡単 な自己紹介ができる程度)	20人
応用	手話通訳者の役割や 倫理を学ぶとともに、 手話技術や知識 の習得を深め、手話 通訳者を目指す。	5月9日(休)以降7 年2月までの木曜 日(全34回)	原則、市内 在住で20歳 以上	基礎クラスを修了、またはそれ と同程度の技術を有する方(簡 単な日常会話ができる程度)	15人
通訳 養成		5月9日(休)以降7 年2月までの木曜 日(全35回)		応用クラス修了、またはそれと 同程度の技術を有し、かつ次回 の東久留米市手話通訳者登録試 験を受験し、合格後は、地域で 手話通訳者として活動できる方	12人

※応用クラス・通訳養成クラスは選考試験あり(4月18日(休)実施)。詳細は申込者に別途通知します。
※市の講習会とは別にさいわい福祉センターにて、初級クラス(夜間)の手話講習会の実施予定があります
(6月頃～)。

手話講習会受講生募集

聴覚に障害がある方への
理解を深め、将来的に手話
通訳者として活動できる方
を養成するために、手話講
習会を実施します。詳細は

市HPをご覧ください。

日(内)定左表参照

場市役所内会議室

費無料(テキスト代実費負
担あり)

注▼申し込み後に他のクラ
スへの変更不可▼過去に同
講習会受講した方は、原
則再受講できません▼受講
生以外の方(お子さんなど)
同伴での受講不可

問同課地域支援係 ☎042・4

70・7747、FAX 042・4

75・8181

申し込みフォーム



申し込みフォーム

さいわい福祉センター 「ホットサロン」

目が見えない・見えにく
い人同士が自由に情報交換
したり、悩みを相談したり
気まままにおしゃべりを楽し
んだり、何か楽しい企画を
したり。さいわい福祉セン
ターでは原則第4木曜日の
午後にはホッとできる場を提
供しています。日頃考えて
いることなど話してみませ
んか。

日原則第4木曜日午後1時
半～3時20分(要予約・日
程変更の場合あり)

場さいわい福祉センター1
階ホール

対市内在住の視覚障害があ
る方と関係者

費無料

申毎月10日までに担当まで

電話で予約を

問同センター担当(杉本・

田口) ☎042・477・27

11(平日午前9時～午後

5時)



住環境

3月20日水垢のごみ 収集

3月20日は祝日ですが、
平日と同様に収集します。
ごみと資源物は、決めら
れた収集日の当日、午前8
時半までに出示ください。
小型廃家電類を除く全品目
が戸別収集です。
ごみ収集日や分別などの
ごみ出しルールは市HPで
ご確認ください。

問ごみ対策課 ☎042・473

・2117(粗大ごみの申

し込みは ☎042・473・2

118またはインターネット
で)



市HP

自転車保険などへの 加入は義務です

都内では、2年4月1日
より東京都自転車法の安全で
適正な利用の促進に関する
条例の一部改正の施行によ
り、自転車保険(自転車損
害賠償保険等)への加入が
義務化されています。

4月から就職・進学など、
新しい生活が始まり、自転
車を利用される方も多いこ
とと思います。

状況を確認し、
加入してい
ない場合は、
万が一の交
通事故に備
えるため、
自転車保険等に忘れずに加
入しましょう。

問都民安全推進部総合推
進課 ☎03・5388・31

27



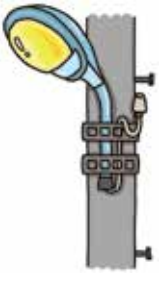
消防少年団員募集中

東久留米消防少年団は、
市内在住で、消防の仕事や
火災予防に関心のある小・
中・高校生で結成され、皆
で楽しく活動しています。
あなたも消防少年団に入り、
仲間たちと将来の地域防災
の担い手を目指しませんか。
活動日月に1～2回、主に
日曜日(行事によっては別
の曜日)

活動内容消火器の使い方や
ロープワーク、応急救護等
の訓練、火災予防パトロー
ル、市主催の訓練や消防署
の行事への参加、町の清掃
活動等の社会奉仕活動

問東久留米消防署地域防災
担当 ☎042・471・0111

9(内線335)



を送付する予定です。
申4月19日(金)までに必要書
類を持参の上、管理課道路
・河川施設担当(市役所5
階)へ
問同担当 ☎042・470・7
767



デマンド型交通 「くるぶ」を ご利用ください

東久留米市デマンド型交



市役所前を走る「くるぶ」

通「くるぶ」は、利用登録
した方の予約時間に合わせ
て、自宅と乗降場間、鉄道
施設および公共・公益施設
など32カ所、または乗降
場同士を運行する乗合型の
地域公共交通です。

乗合運行のため、同じ時
間帯に予約した方が他にい
た場合は複数の方が同乗し、
それぞれの希望する場所か
ら乗降場まで車両が送迎を
行います。身近な交通手段
として、ぜひご利用くださ
い。詳細は市HPまたは今号
の広報紙と一緒に配布され
たパンフレットをご覧ください。

申利用登録申請書に必要事
項を記入の上、次のいずれ
かの方法で提出してくださ
い。①道路計画課(市役所
5階)窓口②郵送(〒203-8
555、市

役所道路計
画課宛て

③FAX(042・

470・7

809)④

インターネット

ット(市HP

または専用

フォームか

ら)

問同課道路交通計画係 ☎042

・470・7768



専用フォーム



市HP

お知らせ

「東久留米市食育推進基本方針(改訂版)」の策定

市では、平成20年11月に策定した「東久留米市食育推進づくりの基本方針」に掲げる理念や基本施策に基づき、各個別計画や個別施策において食育の推進に努めてまいりましたが、今般食育にまつわる背景も大きく変化しています。

そのため、現行の基本方針では、国や都の食育推進計画との乖離も生じてきたことから、「東久留米市食育推進基本方針」と改め、令和6年2月に策定しました。今後は、改訂した方針に基づき、本市における食育を推進するよう努めてまいります。

閲覧場所 市政情報コーナー(市役所1階、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市HP)でご覧いただけます。

企画調整課 ☎042・470・7702



市HP

宝くじの助成金で自治会掲示板を整備しました

一般財団法人自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源とした「コミュニティ助成事

業」を実施しています。5年度は柳自治会が助成を受け、自治会掲示板を整備しました。

関生活文化課 ☎042・470・7738

職員募集

6年度情報支援員(会計年度任用職員)

任用期間 4月1日～7年3月31日(7年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 1日7時間30分(休憩60分)で週3日～4日勤務

勤務場所 教育センター(市立小・中学校への訪問あり)

勤務内容 小・中学校でのICT機器を用いた授業の支援、準備、相談

機器の設定 マニュアル作成など

報酬時給 2172円(その他通勤手当相当分、期末手当の支給は市の規定による)

応募資格 1. 市販履歴書(写真貼付) 2. 論文課題(公務員としての心構え)について、400字程度でまとめたもの(市HPに掲載の指定書式で作成すること。Wordなどによる論文の作成可)

申込書類を郵送(〒203-8555、教育委員会指導室特別支援係宛)または直接関係窓(市役所6階)へ。書類選考後、面接の上決定。応募書類は返却しません。

申込書類を郵送(〒203-8555、教育委員会指導室特別支援係宛)または直接関係窓(市役所6階)へ。書類選考後、面接の上決定。応募書類は返却しません。

申込書類を郵送(〒203-8555、教育委員会指導室特別支援係宛)または直接関係窓(市役所6階)へ。書類選考後、面接の上決定。応募書類は返却しません。



6年度児童介助員(会計年度任用職員)

任用期間 4月1日～7年3月31日(7年4月1日以降は条件付きで再度任用の場合あり)

勤務時間 1日6時間30分以内で、週3日～5日勤務。学校によって勤務時間の延長および休日出勤の場合あり。長期休業中は学校の状況に応じた勤務時間

勤務場所 市立小・中学校勤務内容 市立小・中学校に設置している特別支援学級等での児童・生徒の介助および安全確保

報酬時給 1312円(その他通勤手当相当分、期末手当の支給は市の規定による)

応募資格 体力に自信があり、学校教育に理解のある方

申込書類 1. 市販履歴書(写真貼付) 2. 各種資格証や免許状の写し

申込書類を直接指導室特別支援教育係窓(市役所6階)へ。書類選考後、面接の上決定。応募書類は返却しません。なお、関連部署へ登録者を紹介する場合があります

関関係 ☎042・470・8032

官公署など

家内労働の「委託状況届」は4月30日(火)までに提出を

家内労働者への仕事(内職等)を委託している委託者の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数などについて、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4月30日(火)までに提出してください。

注 2年12月25日付けで「委託状況届」の様式が改訂されています

関東京労働局労働基準部賃金課家内労働係 ☎03・3512・1614 または最寄りの労働基準監督署



東京労働局HP

市社会福祉協議会からのお知らせ

◎成年後見制度無料専門相談

日 3月27日、4月24日、5月22日、いずれも水曜日午後2時から(1組60分)

場 わくわく健康プラザ2階 社協会議室

内 成年後見制度や任意後見制度の手続き方法などに関する相談

関 市内在住の方および福祉関係者

定 各日先着2組
師 奇数月は社会福祉士、偶数月は司法書士
費 無料

定額減税説明会(給与の支払者向け)

関東村山税務署 ☎042・394・6811

「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除(定額減税)を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

東村山税務署では、給与の支払者を対象に令和6年分所得税の定額減税説明会を開催します。予約方法などの詳細は国税庁HPをご覧ください。

日 4月9日(火)午前10時から、11時半から、午後1時半から、3時からの4回
場 市役所7階701会議室
定 各回150人



国税庁HP

水銀濃度測定結果

廃棄物焼却施設の排ガス中における水銀濃度の規制値は、改正大気汚染防止法で0.05mg/m³/ノルマルリユーベと定められています。5年11月～6年1月の測定結果(各月の1時間平均値の最高値)は、1～3号炉いずれも0.00mg/m³/ノルマルリユーベでした。

関柳泉園組合技術課 ☎042・470・1547



子育て応援アプリ「くるめっこナビ」をご利用ください

妊娠中の方や0歳～未就学児のお子さんを子育て中の方を対象に、子育て情報や予防接種・健診予定通知などをプッシュ型で受け取れる便利なアプリです。利用料は無料ですので、ぜひご利用ください。

関健康課保健サービス係 ☎042・477・0022



Android用
ダウンロードサイト



iOS用
ダウンロードサイト



くるめっこナビHP



アプリの機能を一部ご紹介

●予防接種スケジュールの管理

お子さんの生年月日をもとに最短で接種できるスケジュールを自動で作成します。

●成長記録

お子さんの身長体重や健診の結果などを記録できます。

●メール配信・プッシュ通知

年齢に合わせた市からの子育て情報を自動で受け取れます。

まだ使える品物のリユース(再利用)にご協力を

ごみ対策課 ☎042・473・2117

市では、ごみの減量に向けた取り組みとして、まだ使える品物を再利用(リユース)する取り組みを行っています。ご家庭で使わなくなった次の品物がありましたら、ごみ対策課(八幡町2-10-10)までお持ちください。



市HP
(フードドライブ)



市HP
(リユースチャレンジ)

フードドライブ(食品の回収)

食品ロスの削減を目的として、ご家庭で使いきれない食品を集め、福祉団体などの必要としている方々へ寄付する取り組みです。



フードドライブで集まった食品

回収できるもの

- 未開封で破損していないもの(賞味期限等の表示が見え、中身に影響がない程度の破損は可)
- 賞味期限まで2カ月以上あるもの(米・塩・砂糖・ガムなどを除く)
- 常温保存が可能なもの

(具体例)

缶詰、乾物、乾麺、粉類(小麦粉など)、インスタント食品、レトルト食品、フリーズドライ食品、お茶、コーヒー、その他飲料(アルコール除く)、お菓子、調味料、お米

回収できないもの

生鮮食品・酒類など

リユースチャレンジ(おもちゃ類・食器類の回収)

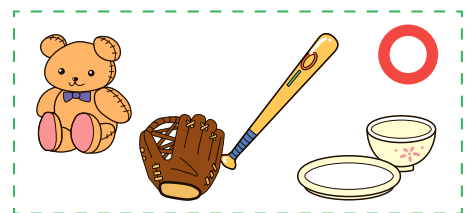
ご家庭で使わなくなった、でもまだ使える「おもちゃ類」と「食器類」を回収する取り組みです。回収した品物は海外でリユースされます。



リユースチャレンジで集まったおもちゃや食器

回収できるもの

ぬいぐるみ・模型・ボードゲーム・カードゲーム・ラジコン・スポーツ用品・椀・皿・コップ・鍋・フライパン・ティーポットなど



回収できないもの

- 稼働するのに電源コードが必要なものの
- 破損・汚損により使用できないものの
- 回収ボックス(幅85cm×奥行45cm×高さ75cm程度)に入らない大きさのもの

(具体例)

紙・容器包装プラスチック製品、つまようじ・竹串・ストロー類、刃物類、銃・刀剣玩具、CD・DVDなどのディスク、ペット用品、本・絵本、日本人形・ひな人形

市民伝言板

会員募集

- ◆東久留米市山岳連盟＝月2～3回。土曜または日曜日午前7時～午後5時他場奥武蔵、秩父、奥多摩などの山々費入会金500円、会費月500円他場近郊の山々にふれて、楽しみや喜びをみつけ健やかな体をつくろう場中山 ☎090・4675・7148
- ◆東久留米スポーツウエルネス吹矢協会＝月毎週金曜日午前9時～11時他場スポーツセンター費入会金1,000円、会費1回200円他場スポーツウエルネス吹矢式呼吸法で様々な健康効果が期待出来ます場土屋 ☎090・3314・0902
- ◆剣道(雅心剣友会)＝月毎週土曜日午後5時～7時および日曜日午前8時～11時場第五小学校費入会金900円、会費月1,000円他場子どもから大人までどなたで

も歓迎。ブログをぜひご覧ください場三瓶 ☎042・472・4052

◆歌謡サークル(東久留米歌友会)＝月2回。水曜日午後1時～4時場西部地域センター費会費月2,000円他場大いに歌って笑って、更に健康!人生これから!お待ちしております場篠崎 ☎090・1042・5744

◆健康麻雀(草の実会)＝月2～3回。水曜日午後0時半～4時他場滝山地区センター費会費月300円他場初心者(未経験可)中心のサークル。見学自由。ルール冊子用意。日曜日也有場長田 ☎090・9132・6713

催し

◆ヒンメリのモビール作り(NPOこころあ)＝月4月7日(日)午前10時～午後1時場スペース105(市役所向かい)費参加費500円他場材料費別(1,000円程度)。無料託児・心理相談あり。どなたでも場山本 ☎080・7000・4635

行政情報アプリ「マチイロ」でも「広報ひがしくるめ」をご覧になれます

スマートフォンなどで同アプリを取得して「お住まいの地域」で「東京都東久留米市」を登録の上、ご利用ください。

※通信料は利用者の負担になります
場秘書広報課広報係 ☎042・470・7708



マチイロ

